

七尾市青年団協議会 会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、七尾市青年団協議会（以下『本会』という。）と称し、事務所を旧有隣保育園内に置く。

(目的)

第2条 本会は、青年の豊かな人間形成を図り、青年活動の向上と郷土の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域青年団との連携と育成に関すること。
- (2) 会員の教養向上と親睦に関すること。
- (3) 郷土の発展と、他の市町村青年団との交流に関すること。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業。

(組織)

第4条 本会は、第3条の目的に賛同し、七尾市内に係りのある18歳から35歳までの青年をもって構成する。

(役員の設定)

第5条 本会につきの役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 会長はじめ全役員は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の一般事務及び通信事務を行う。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のある時はこれを代行する。
- (5) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (6) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。また、補充による任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 総会は年1回とし、次の事項を審議決定する。

- (1) 会務
- (2) 会則の改正
- (3) 予算及び会計報告
- (4) 役員の承認
- (5) その他必要な事項

(役員会)

第11条 会長がこれを召集し、会長が認める事項の審議を行う。

(決議)

第12条 総会の議事は、出席者の過半数以上の賛成をもって決定する。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金、市補助金、その他の収入をもってあてる。

(会費)

第14条 本会の会費は、年会費2,000円とする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第16条 本規約に定めのない事項は、会長がそのつどこれを定める。